

## 入札参加資格申請書・添付書類

総務省において、(研究会を作るなどして)各自治体における入札参加資格申請手続の実態を把握し、各自治体に共通する項目を抽出することにより、それに見合った標準的な書式を作成することができるのではないかと(各自治体に特有の項目がある場合、当該標準的な書式に追加できるようにすれば済むと考えられる)。

地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に基づき、地方公共団体の長は、入札参加資格を定めることができるとされており、実際、各自治体において、当該規定に基づき、入札参加資格が定められている。入札参加資格を定めた場合、当該資格を有するかどうかを審査することは事務の効率的運営のため当然の帰結であると考えられ、新版逐条地方自治法(松本英昭著)においても「一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて名簿を作成し、資格審査、入札方法等について合理的運営を図る必要がある」とされている。

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)では、公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一について「現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。(逐次実施)」とされている。

## 【総務省回答】

競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体が必要に応じ適宜定めるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えられる。

しかしながら、ご指摘のとおり、競争入札参加資格審査申請書においても、各地方公共団体において審査に最低限必要とされる項目や添付書類があることが考えられ、当該必須項目については統一化するといったことも考えられる。

なお、統一化する場合であっても、現時点ですでに競争入札参加資格申請を電子申請により行っている地方公共団体もあることから、様式の統一化により、既存のシステムにも影響を及ぼすことも考えられるため、当該システムの改修に係るコスト面についても考慮する必要がある。